

在留資格を理解し、
外国人採用成功に近づく

外国人採用 ハンドブック

SUCCESS



累計掲載企業数

2500社
突破

- >外国人採用の基本ルール
- >在留資格(ビザ)とは?
- >課題別おすすめ採用方法

Guidable Jobs

はじめに

外国人って、 うちで採用できるの？

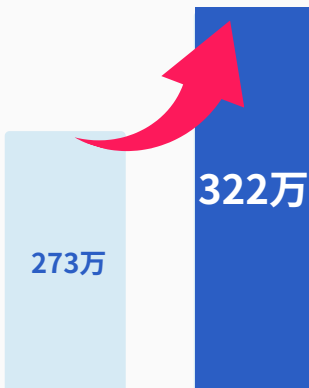
! 国籍のみでの判断は危険です

01 ほぼ5割が日本人と同じように採用できる外国人

実は在留外国およそ322万人のうち、
約48%が“身分系“外国人と呼ばれる就労制限のない
ビザを持っているんです。



02 在留外国人は年々増加傾向



在留外国人数の推移

コロナの影響を
受けながらも2022年からは
回復傾向にあり、
今後も増加が
見込まれています。

273万 ※2018年 » 322万 ※2023年

約1.2倍

» 外国人採用は
今がチャンス

本書はこうした採用担当者の
人手不足の悩みの解決の手がかりとなるべく、
外国人採用における基本的な知識と外国人採用を支援する
「Guidable Jobs」でサポートできることをまとめました。

本書が、新しい採用手法として
在留外国人採用を検討する手がかりとなれば幸いです。

第1章

外国人採用の基本ルール

外国人採用の4つの注意点

3

第2章

在留資格(ビザ)

そもそも外国人採用とは？

10

第3章

注目すべき在留資格とは？

「身分系」「特定技能」「留学・家族滞在」

16

第4章

課題別おすすめ採用方法

結局どの採用方法がいいの？

22

第 1 章

外国人採用の基本ルール

外国人採用の4つの注意点

外国人採用の基本ルール



外国人採用には、
日本人を採用する時とは異なる
4つのルールが存在します。

01



在留カードの確認

02



外国人雇用状況の届出

03



分かりやすい日本語で話す

04



マニュアルの整備



特に
一つ目と二つ目は
必ず確認してください！



ルールに従って採用活動を行っていない場合、不法就労のリスクも……。
まずは正しく外国人採用のルールを把握する必要があります。
次のページから一つずつ見ていきましょう！

01



在留カードの確認

外国人の方が、就労が認められる在留資格を持って
いるかどうかは、在留カードをみることにより確認で
きます。在留カード等番号失効情報照会にて在留カー
ドの期限や就労の可否を確認することによって不法就
労を防げます。

-カンタン2ステップ-

在留カードの確認方法

Step 1

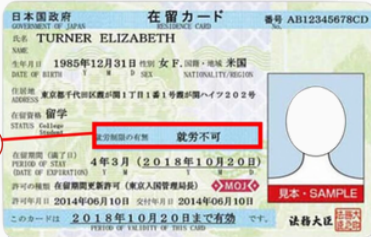
「[在留カード等番号失効情報照会](#)」のHPで
在留カードが本物かどうか、
期限が切れていないかどうか等を確認する。

第二章で詳しく
解説いたします。

Step 2

以下の画像の①が「**就労可能**」となっているかどうか、
就労不可の場合②で**資格外活動許可**を得ているかを確認する

オモテ面



ウラ面



ルールに従って採用活動を行っていない場合、
不法就労になり、強制退去などに処される可能性があります。



外国人雇用状況の届出

外国人雇用状況の届出とは、外国人労働者の雇用の安定と改善・再就職支援などを目的とした制度で、2007年に義務化されました。

事業主が届け出するもので、外国人の雇用や離職などの状況と、氏名や在留資格などの情報を記載します。

対象

● ●
ほぼ全ての外国人

※特別永住者の方・日本国籍を持たない方・在留資格「外交」「公用」の方は対象外で、それ以外は雇用形態に関係なくすべて対象となります。

提出方法

- ① ハローワークへ提出
- ② 外国人雇用状況届出システムで提出

提出期限

雇入れ翌月末日

※雇用保険被保険者資格取得届を届け出る場合は、雇入れ日の翌月10日までです。

記載方法

外国人雇用状況届出書の「様式第3号電子媒体」

- ① ハローワークでの配布又は厚生労働省のホームページから届出用紙（左）をダウンロード

※2020年3月1日から様式が変更されていますので、新しい様式を使用してください。

- ② 在留カードの番号
在留資格などを記載
- ③ 最後に、届出年月日と雇用保険適用事業所番号など事業主・事業所に関する事項を記載

届出を怠ったり、虚偽の報告を行ったりすると
30万円以下の罰金が科されます。

外国人雇用状況の届出は、雇用時だけでなく離職時にも提出が必要です。
離職した際も忘れずに提出しましょう。

03



分かりやすい日本語で話す

外国人採用において最も懸念されがちな理由の一つに、コミュニケーションが難しいという声があります。ひとくりに外国人といっても、日本語レベルは様々で、それぞれに合った話し方を心掛ける必要があります。

外国人の日本語レベル

人数が少ない



人数が多い

日本語レベル	イメージ
ネイティブレベル	日本人と同じレベルの会話ができる
ビジネスレベル	商談・接客レベルの会話やメールができる
文章レベル	一般的な会話ができる
カタコトレベル	カンタンな言葉やゆっくりとした会話で意思疎通ができる



面接時のワンポイントアドバイス



アイスブレイクを行う

※「やさしい日本語」とは、難しい言葉を簡単な言葉に言い換えたり、一文を短くしたりするだけでなく、ゆっくり大きく話したりすることです。

「やさしい日本語」を用いて緊張緩和&関係作りスタート

例： いつ日本にいらっしゃいましたか。 → いつ日本に来ましたか。



仕事の説明は詳しく行う

面接後に給料などを文章で改めて伝えたり、採用後に分かりやすい条件通知書を渡したりすることで、認識の齟齬をなくすることができます。



オープンエスチョンを用いる

「はい」や「いいえ」で答えることができないオープンエスチョンを用いることで、応募者のことを深く知ることができます。

04



マニュアルの整備

外国人採用を行う上で日本語要件は非常に大切です。既存のマニュアルを改訂するだけで日本語要件を下げることができるだけでなく、応募が集まりやすくなります。

導入事例1 無印良品のマニュアル「MUJIGRAM」 | 株式会社良品計画さん



MUJIGRAMとは、**2,000ページ**に渡って無印良品の店舗に関するあらゆる業務のやり方を詳細に記載したマニュアルのことで

す。MUJIGRAMでは、新入社員が読んでもわかるような言葉で具体的に説明しています。海外の社員でも理解ができるよう、**多言語対応**になっているだけでなく、「POP」や「インナー」など簡単な単語も解説するページを設けたり、**図や写真**を用いてわかりやすく丁寧に説明しています。

出典：日経ビジネス | 無印流「負けない」備え
出典：DIAMONDOn-line | 無印良品は2000+6600ページの「マニュアル」で生き返った

導入事例2 外国人採用のベテラン企業 | 株式会社エコアースさん

外国人スタッフに対応するため、荷物にアルファベットと数値を記載。




業務を効率化が実現



より詳しい事例紹介は
こちらから

このように外国人採用は以下の4つのルールを押さえて採用活動を行えば日本人採用と同様に採用を行うことができます。
 次章からは、外国人採用を行う上で必ず理解する必要がある、在留資格についての説明です。
 どの資格が働くことができ、どの資格が働くことができないのか、分かりやすくご説明致します。

<p>01</p>  <p>在留カードの確認</p>	<p>02</p>  <p>外国人雇用状況の届出</p>	<p>03</p>  <p>分かりやすい日本語で話す</p>	<p>04</p>  <p>マニュアルの整備</p>
---	---	---	---

 ちょっと一息

外国人採用のプチ情報

外国人求人掲載サービスGuidable Jobsの魅力って、、、？

① 応募数の多さ



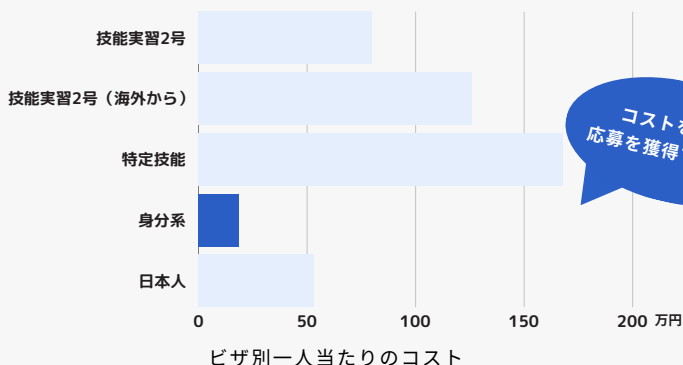
平均応募数
15 人/月



採用決定率
72%

※Guidable株式会社2024年2月現在

② 採用コストの低さ



コストを抑えて
応募を獲得できます♪

第 2 章

在留資格(ビザ)

そもそも外国人採用とは？

そもそも 在留外国人とは？

外国人=日本国籍を有さない人

\今回はこちら/
在留外国人
(322万人)



観光客
(286万人)



出典：令和5年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について

そもそも 在留資格とは？

▶▶ 外国人が日本に在留するにあたり必要な資格

在留資格

働ける資格

働けない資格

就労

身分系

家族
留学
滞在

短期滞在

研修

外国人採用は、この「在留資格」によって雇用条件が変動していきます。
つまり、在留資格を見るだけで働くことができるかどうかがわかると言うことです。
次のページで在留資格を一つ一つご説明いたします。

29種類の在留資格は2つのグループに分けられる

居住資格 活動制限の少ない身分または地位に基づく在留資格

在留資格	特徴
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者。
日本人の配偶者等	法務大臣が一定の理由を考慮して一定の期間の居住を認めた者。
永住者の配偶者等	日本人の配偶者や子・特別養子など。
定住者	永住者の配偶者や子など。

※永住者以外は在留資格の更新が必要ですが、更新が容易であることが多いです。



日本人とほぼ変わらずに雇用可能な居住資格は、「**身分系ビザ**」と呼ばれています。

第三章で
魅力について
お伝えします♪

活動資格 活動内容や在留期間などの制限を受ける在留資格

原則として就労できない在留資格

在留資格	特徴
留学	「資格外活動許可」を別途取得することで 原則 28h/週 の就労が可能
家族滞在	
文化活動	
研修	日本の公私の機関に受け入れられ、技能などを習得するための在留資格
短期滞在	観光やスポーツ、親族に会うなどを目的とした、90日以内の滞在に認められる在留資格

ケースによって就労可能な在留資格

在留資格	特徴
特定活動	法務大臣が、個々の外国人に対して活動を指定して認める在留資格。ワーキングホリデーや就活中の方がアルバイトで活用するケースが多いが、動内容には様々なパターンがあり、一概に就労できる在留資格とはいえません。

「就労ビザ」
はこれ！



定められた範囲での就労が可能な在留資格

在留資格	特徴
技術・人文知識・国際業務	専攻や経験に基づき特定の職種へ就労可能 ホワイトカラーに多い
特定技能1号・2号	転職可
技能実習1号・2号・3号	通常3年、最大5年で帰国。転職不可 在留期間：5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	外国の事業所から、日本にある支店・本店などへの転勤者。 在留期間：5年、3年、1年又は3月
介護	介護福祉士の資格を有する者が、 介護又は介護の指導に従事する活動 在留期間：5年、3年、1年又は3月
技能	産業上の特殊な分野に属し、熟練した技能を要する活動 在留期間：5年、3年、1年又は3月
高度専門職1号・2号	研究者、大学の教授、会社の経営者や役員など優遇措置 在留期間：無期限
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動 在留期間：3年、1年、6月、3月又は30日
経営・管理	貿易その他の事業の経営を行う又は当該事業の管理に従事する活動 在留期間：5年、3年、1年又は3月
医療	法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 在留期間：5年、3年、1年又は3月
教育	各種学校設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 在留期間：5年、3年、1年又は3月
法律・会計業務	法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 在留期間：5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動 在留期間：5年、3年、1年又は3月

在留資格	特徴
外交	日本国政府が接受する外交使節団若しくは領事機関の構成員や、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 在留期間：外交活動の期間
公用	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動。 在留期間：5年，3年，1年，3月，30日又は15日
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動 在留期間：5年，3年，1年又は3月
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動 在留期間：5年，3年，1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 在留期間：5年，3年，1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 在留期間：5年，3年，1年又は3月

以上が29種類の在留資格の紹介となります。

就労ビザだけでも15種類あるため、なかなか馴染みのない在留資格が多いですが、よく見る在留資格は限られています。

次章からは採用を行う上でよく見かける在留資格3種類について、深掘りしながらご紹介致します。



在留資格で許可された時間数を超えて働くことや、認められていない活動に従事することは**違法**です。次のページに昨今よく耳にする「**不法就労**」についてご紹介致します。

在留資格を
全て覚える
必要はありません！





昨今よく耳にする

\ 「不法就労」 って？ /



不法就労の対象

- ・就労が認められない在留資格で在留している外国人
- ・在留期間を超えてあるいは上陸の許可を受けることなく滞在している外国人



不法滞在パターン

- 1 就労している不法滞在外者
オーバーステイしている不法滞在外者。
- 2 就労許可が出ていないのに労働している外国人
例) 観光目的で来日している外国人など
- 3 許可された範囲を超えて労働している外国人
例) 在留資格の範囲外と知らずに働かせる場合 (留学生在が週28時間を超えて働く) など

不法就労で
最も多いケース



就労許可さえあれば、企業が外国人労働者に何をやらせてもいいわけではありません。もしも在留資格の範囲外で働かせたいのであれば、出入国在留管理庁からあらかじめ資格外活動許可を得る必要があります。ただし、その許可にも制限があるため、自由に何でもできることにはならないのです。



不法就労が企業に及ぼす影響

不法就労該当者を雇用

不法就労助長罪

技能実習計画の認定取消
事業にも悪影響

※最長3年の懲役と最大300万円の罰金が科される可能性があります。



企業が注意する点

在留カードの番号の有効性

» 在留カード番号失効情報紹介ページにて確認

※確認方法はP5参照

在留資格が「留学」や「家族滞在」の場合

» 資格外活動の許可を受けているか確認



「不法就労」になるとどうなるの？



外国人雇用状況届出の見届けあるいは不備

届出を怠ると、30万円以下の罰金が科されます。入社時と退職時の手続きにご注意ください。



留学・家族滞在の在留資格保持者の雇用につき、28時間の就労制限の違反

雇用者側は不法就労助長罪の対象となり、3年以下の懲役、300万円以下の罰金、またはその両方が課されます。



在留資格の更新時期の確認漏れ

同上の通り、不法就労助長罪の対象となります。在留期間の終了が近くなったら、早めに在留期間の更新を行うように促してください。



社会保険の加入など（日本人と同等）

日本人の雇用と同様に、不備があるばあい6か月以下の懲役、または50万円以下の罰金と決められています。

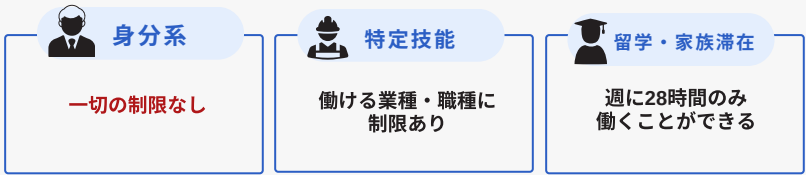


第 3 章

注目すべき在留資格とは？

「身分系」 「特定技能」 「留学・家族滞在」

注目すべき在留資格（ビザ）は？



永住者
日本人の配偶者等
永住者の配偶者等
定住者

特定技能(1号・2号)

留学
家族滞在



制限なし
転職可

業種・職種 制限
転職可

就労不可




就労制限がなく、
雇用時に固有の手続きも
ほぼないため、日本人雇
用とほとんど変わらない

12分野
転職可だが実態は少ない
1号：最大5年まで
2号：上限なし

「資格外活動許可」を
別途取得する事で、原則
28h/週の就労が可能

➤ 次のページから詳しく説明していきます！

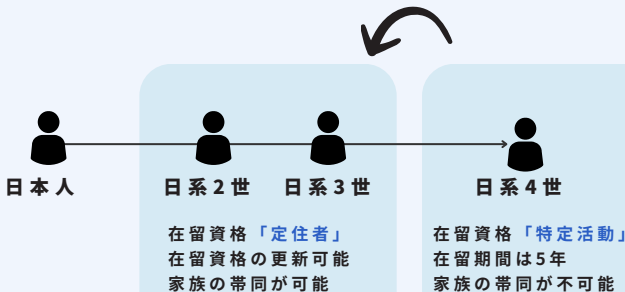
 最近話題のニュース

日系4世に「定住者」資格 /

➤ 現状と見直案

見直案

入国5年後、日本語要件を満たせば、
定住者に変更可能に



01

制限なし最強のビザ/ 身分系



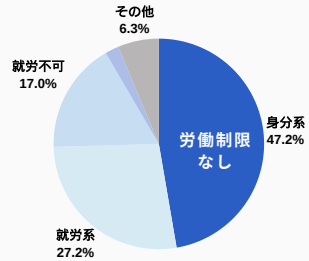
在留資格 | 身分系

在日外国人の47.2%が身分系と呼ばれる、就労に制限のない在留資格を持っています。身分系ビザは3種類あり、どの資格も職種や転職に制限がありません。そのため、外国人採用が初めての企業様でも比較的始めやすい在留資格になります。

身分系ビザの主な取得条件

在留資格	主な取得条件	就労制限
永住者	10年以上の日本滞在	制限なし
定住者	日系二世、三世 配偶者との離別	
配偶者	日本人の配偶者 永住者の配偶者	

各在留資格の割合



身分系採用のメリット



面倒な手続きが不要



比較的日本語レベルが高い



居住の準備不要



信頼性が高い



時間制限&活動制限がない



不法就労リスクを減らせる

あとは日本人と
同様の手続きのみ！

入社時に必要な手続き

「外国人雇用状況の届出」の提出のみ

※第一章02外国人雇用状況の届出参照

02

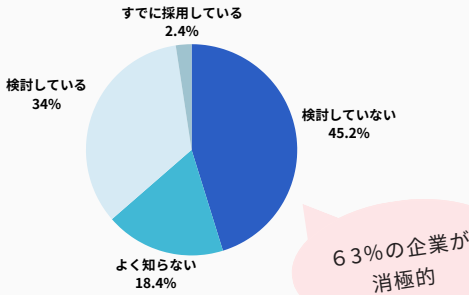
「人手不足解消に/
特定技能



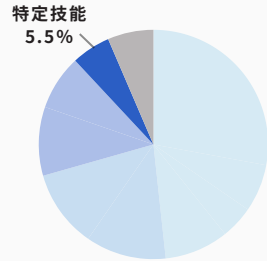
在留資格 | 特定技能

特定技能は、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。人材を受け入れたい方や、身分系外国人が少ない地域などで採用活動を行っている方におすすめの在留資格になります。

特定技能検討状況



各在留資格の割合



特定技能1号



特定技能2号

特徴

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

在留期間

上限5年

上限なし

家族帯同

不可

可 ※上限を満たす必要あり

外国人支援

あり

なし

分野

12分野

11分野



入社時に必要な手続き

申請書、技能水準、日本語能力水準に関する書類、労働条件に関する書類、労働保険・社会保険・税に関する書類（外国人・受入機関）など

※詳しくは出入国在留管理庁のHPをご覧ください。

特定技能1号

対象
12
分野

介護/ビルクリーニング/
建設業/造船・船用業/
自動車整備業/航空業/
素形材・産業機械、
電気電子情報関連製造業/
宿泊業/農業/漁業/
飲食品料製造業/外食業

特定技能2号

対象
11
分野

建設業/造船・船用業
ビルクリーニング業/
素形材・産業機械・電気電
子情報関連製造業分野/
自動車整備業/航空業
宿泊業/農業/漁業
飲食品料製造業/外食業



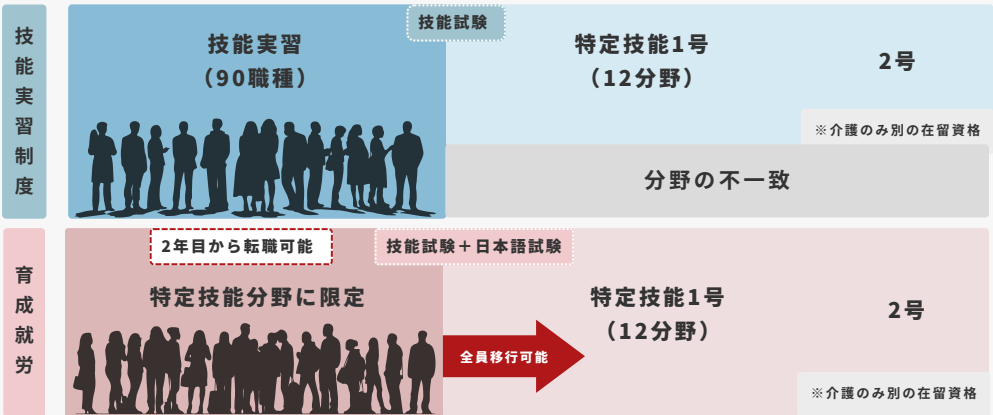
採用コラム

今話題の育成就労って？ /



技能実習に代わる外国人労働者受け入れの新制度。
基本的に3年で一定の水準に育成する制度です。

在留期間 →



技能実習制度と育成就労の違い

➤➤ 育成就労は特定技能への移行がよりスムーズに

03

アルバイト採用向け/ 留学・家族滞在



在留資格 | 留学・家族滞在

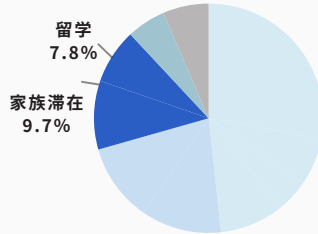
留学・家族滞在のビザは原則として、家族滞在ビザによる就労は認められていません。しかし、「資格外活動許可」を取得すれば、一定の条件付きで就労することが可能です。採用の際には在留カードの裏面までしっかりとチェックする必要があります。

 **就労時間** 原則、週28時間まで



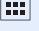

 **職種制限** なし

 **転職** 可能




各在留資格の割合



留学ビザの特徴

-  異国で勉強されているため、勉強熱心で真面目な方が多い
-  学生であるため日本語の会話や読み書きの成長が早い
-  学校後の勤務なので、夜間や土日勤務のサービス業と相性がいい
-  在日期間の差があるため、日本語レベルの差に注意が必要

家族滞在ビザの特徴

-  子供を預けている昼間のサービス業と相性がいい
-  母国の家族と暮らしたいという理由で来日しているため、離職する可能性が低い
-  ビザ取得時に日本語レベルの条件がないため、日本語レベルの差に注意が必要



入社時に必要な手続き

「外国人雇用状況の届出」の提出のみ

※第一章02外国人雇用状況の届出参照

第 4 章

課題別

おすすめ採用方法

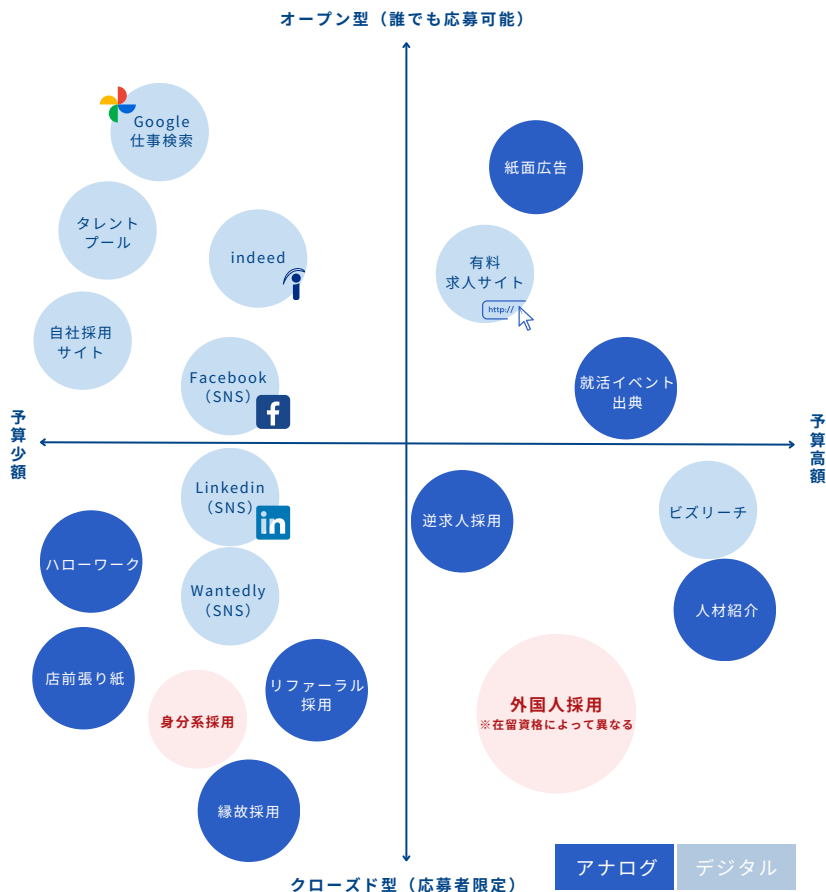
結局どの採用方法がいいの？

前章までは、外国人採用に必要な不可欠な基本情報や在留資格についてご紹介してきました。

この章では貴社が採用活動を強化したいと考えた際に、
どの採用方法がおすすめなのか、

外国人採用の場合は、どの在留資格で採用を行っていけばよいか、
これらが一目で分かるフローチャートをご用意しました。

採用手段の比較

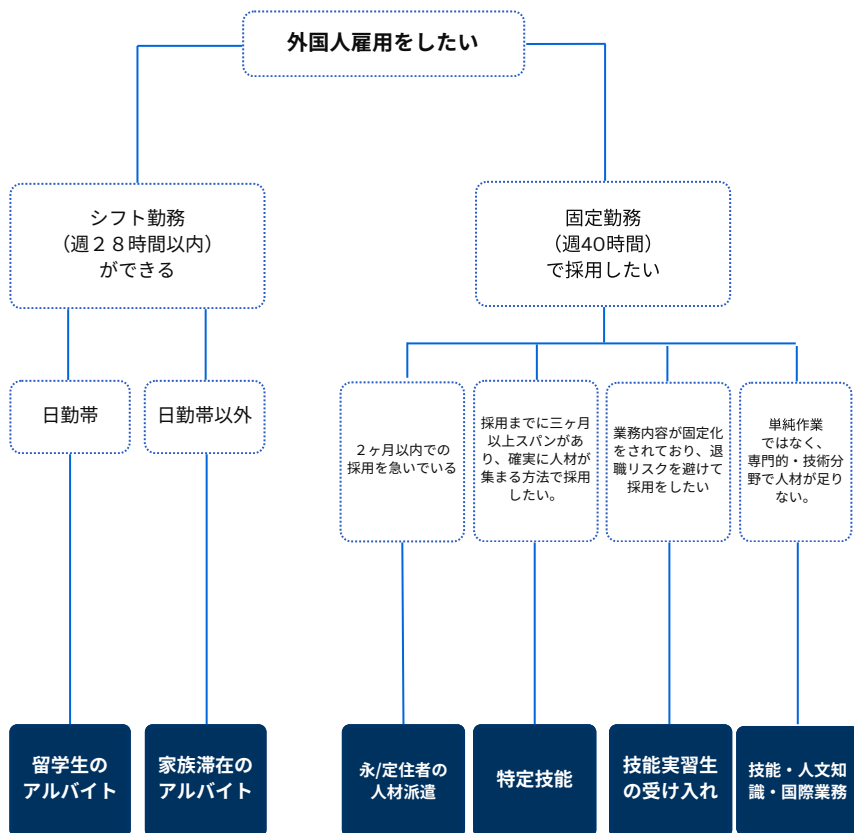


外国人採用は…

日本人応募が難しい企業様や大人数を採用したい企業様におすすめ

外国人雇用に関するチャート

貴社によって最適な在留資格と採用方法をチェック！



Guidableでは次の3つの領域で
お手伝いができます。

\身分系採用向け/

Guidable
Jobs

[詳しくはこちら >](#)



アルバイト

Guidable
Jobs

[詳しくはこちら >](#)

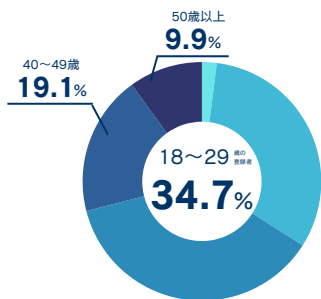


Guidable Jobs
For 特定技能

[詳しくはこちら >](#)



Guidable Jobs 登録者の特徴



✓ 登録者の約3分の1が10代・20代

✓ 毎月6000人の新規会員

毎月
6,000⁺
人



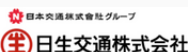
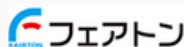
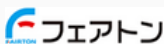
✓ 北海道から沖縄まで全国に
登録者約19万人

Guidable Jobs 利用企業社数累計

2,500 社突破！

多くの企業様にご利用いただいております

ご利用企業様



おかげさまで…

3冠達成



調査方法：インターネット調査
調査概要：2023年3月 サイトのイメージ調査
調査提供：日本トレンドリサーチ



よくいただく質問

Q アルバイト雇用のみ行いたいのですが、可能でしょうか？

可能です。Guidable jobsは企業様に直接雇用をしていた抱けるよう、掲載方の求人サービスのため、アルバイトでも正社員でも募集が可能です。スポットでのお仕事依頼の場合や、派遣をご希望の場合は他サービスのご案内となります。お気軽にお問い合わせください。

Q どんな国籍の人がいますか？

フィリピン・ネパール・ブラジルの順に、東南アジアの国の方が多いです。

Q 飲食店での採用を考えているのですが、経験者はいますか？

弊社では、さまざまなご経歴をお持ちの外国人が登録しており、実際に多くの飲食店様のキッチンや、ホールなどさまざまなポジションで活躍できる人材が登録しております。

Q 雇用の手続きや日本語能力が不安です。

身分系の在留資格を持っている外国人の方は、日本に長く住んでいる方がほとんどで、雇用の面での不安はほとんどありません。

Q 大手媒体でも応募が来ないのに本当に応募が来るの？

外国人特化のため、地域にもよりますが、月平均15名の応募獲得が可能です。

Q 面接や採用時、雇用後のトラブルが不安です。

応募者対応や雇用後のサポートまで一貫して代行可能です。

おわりに

外国人採用に 興味が湧いてきた！

いかがでしたでしょうか。
本書が、新しい採用手法として
在留外国人採用を検討する手がかりとなれば幸いです。

外国人採用に関しまして、
ご不明点等ございましたら
Guidableにぜひお問い合わせください。
応募数シュミレーションもいつでも承っております。



[無料相談はこちら >](#)



[資料ダウンロード >](#)



[お問い合わせ >](#)

おすすめコンテンツ

外国人採用についてより詳しく説明しているコンテンツのご紹介です。

Guidable Jobs

【雇用形態別】外国人採用の必要書類ガイド | 面接・入社前・入社後のタイミングで確認や作成・提出が必須の書類を解説

外国人を正社員・派遣社員・パートやアルバイトとして採用する時に必要な書類のチェックリスト、面接・内定・入社後それぞれのタイミングで適切な書類を提出してもらいましょう。在留カードの所持も確認する5つのポイントや、企業で働けるかどうかを出...

[Guidable jobs / Feb. 2](#)

Guidable Jobs

【職よとの】雇用ビザの更新と種類変更 | 外国人が日本で働き続けるための手続き・申請時の必要書類

ガイダブルジョブズは日本に在留している外国人の登録者数がもっとも多い求人団体、正社員、アルバイト、パート、派遣など各業種に合わせて求人掲載することができます。手厚いカスタマーサービスも魅力です。

[Guidable jobs / Dec. 13, 2023](#)